WideAngle あんしんモバイルセキュリティ for ビシ	ジネス利用規約 【現改比較表】 2025年3月24日現在	
~2025年3月23日	2025年3月24日~	

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 電気通信設備とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備をいいます。
- (2) 提携事業者とは、次の各号に該当する者をいいます。

①本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者(以下「再委託先」といいます。)

②本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者

- (3) 「本サービス」とは、契約者のスマートデバイス (iOS、Android) に対し、Mobile Threat Defense (MTD) を用いてセキュリティ保護機能を提供するものです。
- (4) 「サービス仕様書」とは、本サービスの機能の詳細を記載したものであり、当社の Web サイト上(https://support.ntt.com/wideangle-mtd)に掲載されているものを指します。
- (5) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。
- (6) 「無償期間」とは、利用開始日から起算して 31 日間の利用料金が発生しない期間をいいます。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 電気通信設備とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備をいいます。
- (2) 提携事業者とは、次の各号に該当する者をいいます。

①本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者(以下「再委託先」といいます。)

②本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者

- (3) 「本サービス」とは、契約者のスマートデバイス (iOS、Android) に対し、Mobile Threat Defense (MTD) を用いてセキュリティ保護機能を提供するものです。
- (4) 「サービス仕様書」とは、本サービスの機能の詳細を記載したものであり、当社の Web サイト上(https://support.ntt.com/wideangle-mtd)に掲載されているものを指します。
- (5)「ビジネスサポートパック NEXT スタンダードプラン」とは、本サービスと、株式会社 NTT ドコモ(以下「ドコモ社」といいます。)の定めるあんしんマネージャー NEXT 利用規約に基づき、ドコモ社が提供するあんしんマネージャーNEXT サービス及びドコモ社の定める紛失サポート for あんマネ利用規約に基づきドコモ社が提供する紛失サポート for あんマネ NEXT(以下総称して「ドコモサービス」といいます。)をセットで契約する場合に適用されるプランです。
- (6)「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

「無償期間」とは、利用開始日から起算して31日間の利用料金が発生しない期間をいいます。ただし、ビジネスサポートパックNEXTスタンダードプランの契約者(以下「ビジサポNEXTスタンダード契約者」といいます。)の場合は、第6条第2項に定める本契約が成立した日を無償期間の起算日とします。

第6条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

- 2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した 当該契約を以下「本契約」といいます。
- 3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当 計が判断したとき。
- (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき。
- (5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき。
- (6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき。
- (7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第7条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

- 2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。
- 3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当 社が判断したとき。
- (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき。
- (5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき。
- (6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき。
- (7) ビジネスサポートパック NEXT スタンダードプランの申込みを希望する場合で、 ドコモサービスの申込がドコモ社により承諾されないとき。
- (8) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第11条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第 14 条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第7条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき。
- 2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ 通知をせずに、本契約を解約することがあります。
- (1) 緊急またはやむを得ない場合。
- (2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始もしくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- (6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第11条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約すること があります。

- (1) 第 14 条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第7条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき。
- (6) ビジサポ NEXT スタンダード契約者で、ドコモサービスが解約されたとき。
- 2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。
- (1) 緊急またはやむを得ない場合。
- (2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始もしくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- (6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、または

	その恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第12条 ビジネス NEXT スタンダードプラン

- 1 ビジサポ NEXT スタンダード契約者はビジネスサポートパック NEXT スタンダードプランを契約する場合、当社が別に指定する方法で必要事項を契約開始日から 7 日以内に通知するものとします。
- 2 当社は前項で定める契約者からの通知をもって、本サービスの開通作業を実施するものとし、当該作業の完了次第、当社が別に定める方法で開通日を通知するものとします。
- 3 ビジネス NEXT スタンダードプランを契約していない本契約 (以下、「既存契約」 といいます) の契約者が、当該プランの契約を希望する場合、第 6 条に基づき当該プランの申込みを別途行う必要があります。
- 4 前項の場合において、契約者が第 19 条に定める保存データ及び生成等データ等を引き続きビジネス NEXT スタンダードプランにて利用を希望する場合は、本契約者はビジネスサポートパック NEXT スタンダードプランを契約し、当社が別に指定する方法で必要事項を契約開始日から 7 日以内に通知するものとします。
- 5 当社は前項で定める契約者からの通知をもって、前項の当該データ等の引継ぎ作業を実施するものとし、当該作業の完了次第、当社が別に定める方法で開通日を通知するものとします。
- 6 前項に定める開通日をもって、第 10 条の定めによらず既存契約は解約されるものとします。
- 7 第 2 項及び第 5 項に定める通知期間を超過して、必要事項の通知がなされた場合、課金開始後に開通日の通知がされる場合があります。その場合でも当社は利用料金を返還することはいたしません。

第12条 利用中止	第13条 利用中止			
第13条 <u>利用停止</u>	第14条 <u>利用停止</u>			
当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。	当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。			
(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支	(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支			
払われないことが合理的に見込まれるとき。	払われないことが合理的に見込まれるとき (ビジサポ NEXT スタンダード契約者につ			
(2) 本規約に反する行為を行ったとき。	いては、支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、当社			
2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじ	及びドコモ社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。			
めその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急また	(2) 本規約に反する行為を行ったとき。			
はやむを得ない場合は、この限りではありません。	2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ			
	その理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急また			
	はやむを得ない場合は、この限りではありません。			
第14条 利用の制限	第15条 利用の制限			

第15条 <u>料金</u>	第16条 料金					
本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。	本サービスの料金は、別紙1の料金表に定めるところによります。					
なお、物価の上昇、経済事情の変動等により料金表に定めるメニュー等の料金等が	2 ビジサポ NEXT スタンダード契約者の場合、本サービスの料金は、別紙 2 の料金表(ビジネスサポートパック NEXT スタンダードプラン)に定めるものとします。					
不相当となった場合、当社は、原則としてその料金等の変更を実施できるものとし						
ます。また、料金表に定めるメニュー等の料金等を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。	3 物価の上昇、経済事情の変動等により前二項の料金表に定めるメニュー等の料金等が不相当となった場合、当社は、原則としてその料金等の変更を実施できるものとします。また、料金表に定めるメニュー等の料金等を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとします。					
第16条 料金の支払義務	第17条 料金の支払義務					
第17条 延滞利息	第18条 延滞利息					
 第18条	第19条 データに関する責任					
第24条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存され	第24条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存され					
ているデータ(以下「保存データ」といいます。)	ているデータ(以下「保存データ」といいます。)					
第19条 <u>データの確認・複製</u>	第20条 <u>データの確認・複製</u>					

第20条 データの利用	第21条 <u>データの利用</u>			
第21条 <u>データの削除</u> 当社は、第25条(本サービスの廃止)による本サービスの廃止のほか、当社は エラー!参照元が見つかりません。 (契約者が行う本契約の解約)または第11条(当社が行う本契約の解約)の契約の解約があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。	第22条 <u>データの削除</u> 当社は、第26条 (本サービスの廃止)による本サービスの廃止のほか、当社は エラー! 参照元が見つかりません。(契約者が行う本契約の解約)または第11条(当社が行う 本契約の解約)の契約の解約があったときは、保存データを削除します。この場合に おいて、当社は、保存データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接ま たは間接の損害についての責任を負わないものとします。			
直接または间接の損害に りい との責任を負わないものとしま 9 。 第22条	第23条 <u>データのバックアップ</u>			
第23条 責任の制限	第24条 責任の制限			
第24条 <u>免責</u>	第25条 <u>免責</u>			

第25条 <u>本サービスの廃止</u>	第26条 本サービスの廃止				
当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。 2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。 3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。 4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。 当社は、本サービスの全部または一部を廃止しようとするときは、90日の予告期間をおいて契約者にその旨を通知するものとします。	当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。 2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。 3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。 4 当社は、本サービスの全部または一部を廃止しようとするときは、90日の予告期間をおいて契約者にその旨を通知するものとします。 5 前項に定めにかかわらず、ビジネスサポートパック NEXT スタンダードプランの全部または一部を廃止しようとするときは、30日の予告期間をおいて契約者にその旨を通知するものとします。				
第26条 法令に規定する事項	第27条 法令に規定する事項				
第27条 契約者の義務	第28条 契約者の義務				
第28条 契約者の協力義務	第29条 契約者の協力義務				
第29条 契約者に対する通知	第30条 契約者に対する通知				
第30条 当社の知的財産権	第31条 当社の知的財産権				

第31条 個人情報の取扱い	第32条 個人情報の取扱い
第32条 通信ログの取扱い	第33条 通信ログの取扱い
 第33条 第三者への委託 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。 2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第24条(責任の制限)に定める範囲で責任を負うものとします。 	第34条 第三者への委託 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または 一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。 2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督 について、第24条 (責任の制限) に定める範囲で責任を負うものとします。
第34条 承諾の限界	第35条 承諾の限界
第35条 管轄裁判所	第36条 管轄裁判所
第36条 分離可能性	第37条 分離可能性
第37条 <u>準拠法</u>	第38条 <u>準拠法</u>

別紙 2 料金表(ビジネスサポートパック NEXT スタンダードプラン) _{通則}

- 1 ビジネスサポートパック NEXT スタンダードプランの料金に関する条件は、あんしんマネージャーNEXT 利用規約の条件を準用するものとし、本規約と異なる定めがある場合は、あんしんマネージャーNEXT 利用規約を優先する。
- 2 ビジサポ NEXT スタンダード契約者の利用料金は、各月の契約有効日数及び無料 又は減額の適用期間に応じて日割します。ただし、本契約の契約日当日は日割計算す る際、各期間に含めて算定するものとします。また、ビジサポ NEXT スタンダード契 約者は、第 16 条(料金の支払義務)の定めにかかわらず、契約日に本契約が終了し た場合を除き、終了日は当該契約有効日数から除外して算定します。
- 3 ビジサポ NEXT スタンダード契約者は、利用料金として、これに加算される消費税(地方消費税を含みます。) 相当額を支払うものとします。
- 4 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 5 第 17 条 (延滞利息) について、ビジサポ NEXT スタンダード契約者は、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しないものとします。
- 6 ビジサポ NEXT スタンダード契約者は、当社が利用料金その他の契約者に対する 債権を当社が指定する第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
- 7 当社は、あんしんマネージャーNEXT 利用規約に定める場合を除き、ビジサポ NEXT スタンダード契約者から既に支払われた利用料金を返還することはありません。
- 8 ビジサポ NEXT スタンダード契約者の料金は、下表に定めるものとします。

	No	メニュー	内容	単位	月額
	2	ビジネスサポート	「WideAngle あんしんモバ	デバイス	480 円/ID
		パック NEXT スタ	イルセキュリティ for ビジ		(1ID 単位での契約)
		ンダードプラン	ネス」、「あんしんマネー		
			ジャーNEXT」、「紛失サポ		
			ート for あんマネ NEXT」		
			を提供		
別紙 2 CrowdStrike 契約条項	別紙 3 CrowdStrike 契約条項				
	付則 (令和7年3月21日 MSSセ000400001950-01)				
	この改正規定は、令和 7 年 3 月 24 日から実施します。				